

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月8日
【会社名】	O a kキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年2月8日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社ナノ・メディア（以下、「ナノ・メディア」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社について

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成25年2月8日現在）

商号	株式会社ナノ・メディア
本店の所在地	東京都港区南青山一丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 柳本 孝志
資本金の額	1,770百万円
純資産の額（単体） （平成24年6月30日現在）	2,702百万円
総資産の額（単体） （平成24年6月30日現在）	2,991百万円
事業の内容	エンタテインメント事業、ソリューション事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益（単体）

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年6月期
売上高（百万円）	2,539	2,318	2,139
営業損失（ ）（百万円）	109	198	185
経常損失（ ）（百万円）	106	196	169
当期純損失（ ）（百万円）	98	251	221

ナノ・メディアの平成24年6月期につきましては、決算期変更に伴い15か月の変則決算となっております。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年6月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 （%）
ウェルネット株式会社	59.67%
白石 和弘	3.17%
大川 徹	2.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.24%
株式会社日刊編集センター	0.69%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社は、ナノ・メディアとの間で、ナノ・メディアの経営、企画等の支援を目的として、平成25年1月25日付でコンサルティング業務委託契約を締結しております。

(2) 本株式交換の目的

ナノ・メディアとの取り組み

現在、当社の投資事業は事業再生投資、事業プロジェクト投資、ブランド投資、IPO投資、上場株投資で構成されております。その中で、事業プロジェクト投資の一環として、投資先IT企業と共同して情報産業事業の構築に注力しております。特に普及が進むスマートフォンをはじめとするモバイル端末向けコンテンツビジネスの創出を重点テーマとしております。一方、ナノ・メディアについては、エンタテインメント分野を中心としたモバイルコンテンツビジネスを得意としており、変化の激しい市場への対応と同事業の強化を図っております。

このような状況下において、当社は、ナノ・メディアを完全子会社にすることで、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くことで、それぞれの事業計画への取り組みを一段と加速させることが可能になると考え、ナノ・メディアに対して、株式交換による完全子会社化を提案いたしました。

ナノ・メディアは、このたび、当社より本株式交換の提案を受け、これを検討した結果、同社は企業再生支援及びIT企業への投資に実績があり、当社の提案を受け入れることにより、ナノ・メディアにとって、現在の親会社であるウェルネット株式会社（以下、「ウェルネット」といいます。）との間で行なわれている事業提携をさらに上回る、より緊密な協力関係とシナジーが見込めると判断いたしました。また、本株式交換により当社の完全子会社となることにより、当社の経営下で市場環境の変化に対応する成長戦略に取り組み、経営、事業両面の諸施策を今まで以上に迅速に推進できると判断いたしました。また、上場廃止に伴う事業経費以外のコスト削減のメリットも考慮いたしました。

ナノ・メディアにとって事業のリノベーションが喫緊の課題であり、これを早期に実現するためには、株式交換による方法が他の方法と比較して、より確実かつ迅速な実現につながると判断いたしました。なお、ナノ・メディアの株主様に対して、完全親会社となる当社の株主となっていただくことにより、ナノ・メディアが目指す企業価値の向上を間接的に享受していただけることや、当社の株式は東京証券取引所の第二部に上場しており、ナノ・メディアの出来高等と比較して高い流動性が担保されていることなどのメリットがあると判断しております。

当社による事業再生支援

当社は、投資事業に進出して以来、中堅企業を中心に、様々な手法で企業向け投資及び事業の成長支援を実施してまいりました。また、リーマンショック以降は、技術力・開発力など独自のノウハウを持ちながら、成長力への転化が課題となっている新興・中堅上場企業向けに成長戦略の支援を目的とする「中小型上場株投資」と企業の成長シナリオとなる新規事業の創出を組み合わせた「事業プロジェクト投資」など新たな投資手法を実施し、投資先の企業価値向上を目指してまいりました。

当社による事業再生支援を目的としたナノ・メディアの完全子会社化

当社は、情報産業やデジタル機器を活用した新規事業やIT関連の投資先企業を通して構築したネットワークとノウハウを活用することにより、ナノ・メディアの事業再生に効果的に寄与できると考えております。こうした計画のもと株式交換によってナノ・メディアを完全子会社化し、相互の経営資源を迅速かつ効果的に活用することにより、ナノ・メディアの事業の成長につなげて行くことが可能になると判断いたしました。

投資市場の環境変化を捉えた取組みの強化

当社の中核事業である投資事業は内外の経済環境に左右されやすいため、投資活動の縮小を余儀なくされる場合があります。また、株式市場の下落が営業投資有価証券の評価にも大きく影響を与えます。現在、景気回復への期待感から国内株式市場も活況を示すなど、投資環境は有利な状況になりましたが、当社はどのような投資環境でも常に変化を捉え、取り組みを強化し、多様な投資手法を手掛けてまいります。このたびの投資は、事業再生投資の一環としてナノ・メディアの経営に関与し、企業価値の向上を目指すものです。

企業価値向上への寄与

本株式交換は、当社が投資会社としてナノ・メディアの事業のリノベーションを目的として行う & A 案件であり、その対価として自社の新株式を充当するものであります。本株式交換の実施により、当社の株式は実施前と比べ増加することとなりますが、希薄化せず1株当たりの純資産は増加します。また、ナノ・メディアの完全子会社化によるIT事業投資の強化は、当社の将来の収益にも貢献し、中長期的な観点から既存株主様の株主価値の向上につながるものと判断しております。

ナノ・メディアの事業に貢献する効果とシナジーの創出

ナノ・メディアは、モバイル端末向けのコンテンツ配信を行う「エンタテインメント事業」と企業向けのスマートフォンや携帯サイトの制作・運営を提供する「ソリューション事業」を柱としております。特に、エンタテインメント部門では、大手芸能プロダクションやテレビ局のファンクラブモバイルサイトのコンテンツ配信分野において実績

を有しております。しかしながら、ここ数年売上げの減少が続いた状況にあり早期に事業の再構築が必要なことから、当社が推進するIT関連事業と協業し、シナジー（相乗効果）を図ってまいります。

ITを活用した事業プロジェクトとのシナジー

当社が開始した、スマートフォンから手紙が郵送できるデジタル郵便事業（サービス名「デジタルポスト」）では、IT企業の株式会社フライトシステムコンサルティング（東証 M 3753）、株式会社ソフトフロント（JQ 2321）及びオンデマンド印刷の東京リスマチック株式会社（JQ 7861）並びに株式会社日立システムズ、富士フイルム株式会社が参加する事業プロジェクトを展開しており、ナノ・メディアのエンタテインメント事業でデジタル郵便のインフラを活用することで、サービスの付加価値をより高める効果があると考えております。

また、当社が昨年12月に出資及び経営参画した軽井沢エフエム放送株式会社が開始を予定しているインターネットFM放送をナノ・メディアが活用することにより、エンタテインメント事業及びソリューション事業において営業面での効果が期待できます。ナノ・メディアにとっては、当社の既存投資先と連携し、共同事業に関わることで、シナジーのある幅広い展開が図れると考えております。

マルチデバイス対応の課題解決への貢献

ナノ・メディアにおいては、スマートフォンやタブレット型PCの普及が加速度的に進む流れを受け、従来のフィーチャーフォンへの対応を主力としたサービスから、スマートフォンをはじめとするマルチデバイスに対応したサービスへと事業領域を早期に転換することが課題となっております。

エンタテインメント事業においては、多様なデバイスに対応したデジタルコンテンツの開発・販売に加え、電子チケット販売や物販等に対応できるプラットフォームの構築による収益モデルの多様化を目指しております。また、ソリューション事業においても、スマートフォンの普及による市場の拡大が見込まれることから、法人向けのモバイルプロモーションの企画・制作・運用や、EC事業者向けモバイルECサイトの構築・運用等に関する新規案件の受注拡大を図っております。

当社は、モバイルコンテンツ技術に強いIT関連の既存投資先会社や事業提携先の技術力やネットワークを活用することにより、ナノ・メディアのこれらの課題を解決し、早期の再建に寄与することができると考えております。

完全子会社化となるナノ・メディアの当社への寄与

ナノ・メディアのコンテンツ企画力が寄与する効果

当社は新興市場に上場する企業等とともにデジタル郵便事業を運営し、また、インターネットFM放送事業に着手しました。成長市場のスマートフォンの新たな機能として、これらの事業が提供するサービスの普及と拡大を図っております。今後、IT企業向けに新たな事業プロジェクトの創出を行う上で、ナノ・メディアが持つクリエイティブなコンテンツ企画力が新規事業及び投資先IT企業に活かされると考えております。

投資先及び新規事業とのシナジー

また、当社は、ナノ・メディアを自社のグループに加えることにより、ITの活用を核とする新たなサービスの創出と事業化をさらに推進することが可能となり、既存投資先への新たな事業機会の提供や生み出される新規事業とのシナジーを視野に入れた将来の投資案件の発掘など、投資事業の選択肢が広がるものと期待しております。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ナノ・メディアを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社及びナノ・メディアについて、平成25年4月8日に開催予定の各社の臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ナノ・メディア (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	282
本株式交換により交付する株式数	普通株式：16,882,776株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

ナノ・メディアの株式1株に対して、当社の株式282株を割当て交付いたします。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がナノ・メディアの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)のナノ・メディアの株主名簿に記載又は記録されたナノ・メディアの株主の皆様に対し、ナノ・メディアの普通株式に代わり、その所有するナノ・メディアの普通株式数の合計に282を乗じて得られる数の当社の普通株式を交付する予定です。また、本株式交換により交付する株式は、すべて新たに普通株式を発行することにより対応する予定であります。なお、ナノ・メディアは、本日現在自己株式を保有しておりませんが、仮に基準時まで自己株式を取得することがある場合には、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己株式を消却する予定です。

なお、交付する株式数は、ナノ・メディアの自己株式の消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式を所有することとなるナノ・メディアの株主の皆様においては、当社の単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、単元未満株式は金融商品取引所市場において売却することはできません。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項の規定及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が、所有されている単元未満株式と併せて1単元となる数の株式を当社から買増することができる制度です。

その他の本株式交換契約の内容

当社とナノ・メディアが平成25年2月8日に締結した本株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書

Oakキャピタル株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ナノ・メディア（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲の所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 甲：[商号] Oakキャピタル株式会社
[住所] 東京都港区赤坂八丁目10番24号
- (2) 乙：[商号] 株式会社ナノ・メディア
[住所] 東京都港区南青山一丁目1番1号

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式282株の割合をもって、甲の普通株式を割当て交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、割り当てる普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。ただし、効力発生日における乙の資産及び負債等の状況により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金 0円

第5条（前提条件）

本株式交換の効力発生は、効力発生日の前日までに以下の各号に規定する前提条件が全て充足されていることを条件とする。ただし、甲又は乙は、(1)号の条件を除き、任意の裁量により、かかる前提条件を放棄することで、本株式交換の効力を発生させることができる。

- (1) 甲又は乙が、本株式交換を行うために、法令上とらなければならない手続（第9条に定める株主総会における承認決議、許認可の取得等を含むが、これらに限られない。）であってその欠缺が本株式交換の目的の達成に重大な悪影響を及ぼすものが完了し又は履践されていること。
- (2) 本株式交換に伴い必要とされるその他の甲又は乙の行為（甲及び乙が当事者である契約上必要となる承諾若しくは同意の取得、通知その他の行為を含むが、これらに限られない。）であってその欠缺が本株式交換の目的の達成に重大な悪影響を及ぼすものが完了し又は履践されていること。

第6条（表明及び保証）

1. 甲は本契約締結日及び効力発生日の前日において乙に対し以下のとおり表明保証する。
 - (1) 甲が、本契約締結日前2年以降効力発生日までに提出した、有価証券届出書（もしあれば）、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書及び自己株式買戻状況報告書並びにそれらの訂正届出書又は訂正報告書（これらの添付書類を含む。以下「開示書類」という。）は、金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則に従って適切に作成されたものであり、重大な事項について虚偽の記載はなく、かつ記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載は欠けていない。
 - (2) 開示書類において開示されたものを除き、開示書類で開示されている直近の監査済財務諸表の期末日以降、甲及びその企業集団（連結財務諸表規則第4条第1項1号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態は発生しておらず、またかかる事態をもたらすような変化はない。

- (3) 開示書類において開示されたものを除き、甲及びその企業集団の財政状態又は経営成績に重大な影響を与える可能性のある甲又はその企業集団を当事者とし、又はこれらの財産若しくは資産を対象とする訴訟その他の司法手続又は行政手続は係属も進行もしていない、また、甲が知る限り、かかる司法手続又は行政手続が準備又は検討されている事実は存在せず、また、かかる司法手続又は行政手続は予定又は予測されていない、
 - (4) 甲は、公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合に甲の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態（金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実を含むが、これらに限定されない、ただし、開示書類に記載されたもの、及び乙に対し別途開示した事実又は事態は除く、以下同じ。）を関知していない、
 - (5) 甲は、甲及びその企業集団の財政状態及び経営成績に関して重要な事項は全て乙に開示しており、開示された情報は全て真実である、
2. 乙は本契約締結日及び効力発生日の前日において甲に対し以下のとおり表明保証する、
- (1) 乙が、本契約締結日前2年以降効力発生日までに提出した、開示書類は、金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則に従って適切に作成されたものであり、重大な事項について虚偽の記載はなく、かつ記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載は欠けていない、
 - (2) 開示書類において開示されたものを除き、開示書類で開示されている直近の監査済財務諸表の期末日以降、乙及びその企業集団の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態は発生しておらず、またかかる事態をもたらすような変化はない、
 - (3) 開示書類において開示されたものを除き、乙の及びその企業集団財政状態又は経営成績に重大な影響を与える可能性のある乙又はその企業集団を当事者とし、又はこれらの財産若しくは資産を対象とする訴訟その他の司法手続又は行政手続は係属も進行もしていない、また、乙が知る限り、かかる司法手続又は行政手続が準備又は検討されている事実は存在せず、また、かかる司法手続又は行政手続は予定又は予測されていない、
 - (4) 乙は、公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合に乙の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態を関知していない、
 - (5) 乙は、乙及びその企業集団の財政状態及び経営成績に関して重要な事項はすべて甲に開示しており、開示された情報は全て真実である、
3. 甲及び乙は、前各項に定める表明及び保証が真実と異なることを知った場合又は効力発生日までに真実と異なることとなることを知った場合には、直ちに相手方に対しその旨を伝えるものとする、

第7条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年5月13日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の理由その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の定めるところに従い、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる、

第8条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が所有する自己株式の全て（本株式交換に際して行使される会社法第785条1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。）を、効力発生日（変更後のものを含む、以下同じ。）の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却するものとする、

第9条（株式交換承認株主総会）

甲及び乙は、平成25年4月8日にそれぞれ臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。ただし、甲と乙との合意によりこの開催日を変更することができる、

第10条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理を行い、通常の業務執行に伴うものを除き、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議の上、これを行うものとする、
2. 乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならないものとする、

第11条（本契約の変更又は解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合、相手方が本契約に定める事項に違反した場合、又は相手方が第6条に定める表明及び保証事由に違反した場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更又は解除することができる、

第12条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う、

- (1) 甲又は乙のいずれかにおいて第9条に定める株主総会の承認が効力発生日の前日までに得られない場合、

(2) 法令に定める関係官庁等の承認等が効力発生日の前日までに得られない場合。

第13条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議の上、決定する。

上記を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印の上、各1通保有する。

平成25年2月8日

甲： [住所] 東京都港区赤坂八丁目10番24号
[商号] Oakキャピタル株式会社
[代表者] 代表取締役会長兼CEO 竹井 博康

乙： [住所] 東京都港区南青山一丁目1番1号
[商号] 株式会社ナノ・メディア
[代表者] 代表取締役社長 柳本 孝志

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本株式交換の株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の公正性・妥当性を確保するため、当社は清和コンサルティング株式会社（以下、「清和コンサルティング」といいます。）を本株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

清和コンサルティングは、市場株価法、類似会社比準法、DCF法及び修正簿価純資産法それぞれについて検討した結果、本株式交換比率の算定に最も適した評価法であると判断し市場株価法を採用いたしました。

市場株価法では、本株式交換契約締結日である平成25年2月8日の前日である平成25年2月7日を評価基準日として、評価基準日の終値、評価基準日以前の1か月、3か月、6か月の終値平均を採用しました。

なお、類似会社比準法については、当社の中核事業である投資事業は、株式市場の変動要因による影響が極めて大きく、合理的な業績予想の算定が困難であるため、類似会社も将来予測を開示していないなど、同業他社との比較が困難であること、また、ナノ・メディアにおいても4期連続の経常損失、5期連続の当期純損失を計上し、当期の業績予想も赤字であるなど、財務的に特異な状況であるため、同業他社との比較が困難であることに鑑み、本手法は不採用といたしました。

DCF法につきましては、当社の中核事業である投資事業は、株式市場の変動要因による影響が極めて大きく、合理的な業績予想の算定が困難であること、また、ナノ・メディアにおいても4期連続の経常損失、5期連続の当期純損失を計上し、当期の業績予想も赤字であるなど、将来獲得される収益力の評価を行うことが困難であることから、本手法は不採用といたしました。

修正簿価純資産法につきましては、算定結果が必ずしも当該企業の将来の収益力を正しく反映するものではないため、不採用といたしました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

評価方法	交換比率の算定レンジ
市場株価法	239～265

清和コンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から入手した情報及び清和コンサルティングが検討の対象としたすべての情報は正確かつ完全であることを前提としており、その正確性あるいは完全性に関する独自の調査・検証はおこなっていないこと、両社の株式価値に重大な影響を与える事実はすべて開示されていることを前提としていること、清和コンサルティングは両社の個別の資産及び負債の分析及び評価あるいは第三者機関からの鑑定又は査定を提供を受けておらず、両社は清和コンサルティングへこれらに関する評価書あるいは鑑定書を提出していない旨の留保が付されております。また、清和コンサルティングは、両社の株式について、株式交換比率算定書の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点になんら意見を述べるものではなく、本算定書の内容は、具体的明記がある場合を除き、今後起こりうる支配権の変更を伴う取引による影響を考慮したものではないとしております。

一方、ナノ・メディアは株式会社B E 1総合会計事務所（以下、「B E 1総合会計事務所」といいます。）を本株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。

B E 1総合会計事務所は、ナノ・メディアと当社の両社について市場株価法及び類似会社比準方法を採用して算定を行いました。

市場株価法では、本株式交換契約締結日である平成25年2月8日の前日である平成25年2月7日を評価基準日として、評価基準日の終値、ナノ・メディアによる代表取締役交代の公表日（平成25年1月25日）の翌営業日である平成25年1月28日から評価基準日の終値の単純平均、及び評価基準日以前の1か月の終値平均を採用しました。

なお、DCF法については、ナノ・メディアは事業計画が存在するものの5期連続して赤字計上しており、当該計画の達成見込みは不明であり、DCF法を使用することは困難であると判断いたしました。また、当社の中核事業である投資事業は、株式市場の変動要因による影響が極めて大きく、合理的な業績予想の算定が困難であり、DCF法に使用するに適切な計画が存在いたしませんでした。よって、DCF法は不採用といたしました。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

評価方法	交換比率の算定レンジ
市場株価法	239～255
類似会社比準法	277～302

B E 1総合会計事務所は、株式交換比率の算定に際して、両社から入手した情報及びB E 1総合会計事務所が検討の対象としたすべての情報は正確かつ完全であることを前提としており、その正確性あるいは完全性に関する独自の調査・検証はおこなっていないこと、両社の株式価値に重大な影響を与える事実はすべて開示されていることを前提としていること、B E 1総合会計事務所は両社の個別の資産及び負債の分析及び評価あるいは第三者機関からの鑑定又は査定を提供を受けておらず、両社はB E 1総合会計事務所へこれらに関する評価書あるいは鑑定書を提出していない旨の留保が付されております。また、B E 1総合会計事務所は、両社の株式について、株式交換比率算定書の作成日以降の将来どのような価格で取引されるかという点になんら意見を述べるものではなく、本算定書の内容は、具体的明記がある場合を除き、今後起こりうる支配権の変更を伴う取引による影響を考慮したものではないとしております。

算定の経緯

当社及びナノ・メディアは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向及びナノ・メディアの潜在成長性を総合的に勘案の上、両社間で交渉・協議を重ねました。

その結果、当社及びナノ・メディアは、それぞれ上記(3)に記載の株式交換比率は妥当であり、本株式交換を行うことがそれぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本日開催された当社及びナノ・メディアの取締役会において本株式交換の交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

算定機関との関係

当社の第三者算定機関である清和コンサルティングは、当社及びナノ・メディアの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、ナノ・メディアの第三者算定機関であるBE1総合会計事務所は、ナノ・メディア及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
代表者の氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
資本金の額	3,199百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	インベストメントバンキング事業、アドバイザリー事業、産業資材事業、及びリースクマネジメント事業

以上